

岡崎市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、国における地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用した高齢者施設等の防災対策を強化するために必要な安全対策に要する経費に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号）及び岡崎市社会福祉法人助成手続条例（昭和43年岡崎市条例第15号）に定めるものほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 岡崎市における高齢者の生きがい活動や地域貢献等を支援する施設及び設備等の整備事業の推進の実施により防災体制の強化に資することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、第1号に掲げる高齢者施設等（以下「高齢者施設」という。）が実施する、利用者の安全の確保等から老朽化に伴う大規模な修繕等を高齢者施設に整備するために要する経費の一部を交付の対象とする。

(1) 高齢者施設

- ア 地域密着型特別養護老人ホーム
- イ 認知症対応型通所介護事業所
- ウ 認知症高齢者グループホーム
- エ 小規模多機能型居宅介護事業所
- オ 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- カ 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所
- キ 地域包括支援センター
- ク 特別養護老人ホーム
- ケ 軽費老人ホーム（ケアハウス）
- コ 介護老人保健施設
- サ 介護医療院

(交付の対象外費用)

第4条 この補助金は、前条の規定に関わらず次に掲げる費用は、補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- (3) 設計の不備又は工事施工の粗漏に起因したもの
- (4) 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの
- (5) 燃料費等、設備の設置後、稼働に要するものを含む事業
- (6) その他、整備事業として適當と認められない費用

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表1の第1欄に定める区分につき、第3条第1号アからキに定める対象事業所ごとに、第3欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額を交付額とする。
- (2) 別表2の第1欄に定める区分につき、第3条第1号クからサに定める対象事業所に、第3欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に補助率4分の3を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、別に市長が定める日までに、市費補助金等交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金申請額内訳書（様式第1号別紙1）
- (2) 事業計画書（様式第1号別紙2）
- (3) 現況及び設置箇所のわかる平面図と写真
- (4) 見積書（複数）
- (5) 地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金收支予算書抄本（要原本証明）
- (6) 理由書（社会福祉法人のみ）
- (7) 財産目録（社会福祉法人のみ）（要原本証明）
- (8) 貸借対照表（社会福祉法人のみ）（要原本証明）

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、補助金の交付を適当と認めたときは、速やかに交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、書面により補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助事業者に対し、その目的を達成するために次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「適化法」という。）施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (2) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (4) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第3号）により市長に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に納付しなければならない。

- (5) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を

受けた日)の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならぬ。

ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める機関を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならぬ。

- (6) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。
- (7) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (8) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (9) この要綱に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(申請の取下げ)

第 9 条 補助事業者は、第 7 条第 2 項の規定による通知を受理した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内に書面により申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(計画変更等の承認)

第 10 条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合並びに補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、あらかじめその内容を記載した市費補助金等変更交付申請書（様式第 2 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が予定期間に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 市長は、第 1 項の提出又は前項の報告があった場合には、必要に応じ補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）は、事業完了の日から起算して1月を経過した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、市費補助事業等実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付し、市長に報告しなければならない。

- (1) 地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金精算額内訳書（様式第4号別紙1）
- (2) 設置箇所のわかる平面図と写真
- (3) 契約書の写し
- (4) 請求書の写し
- (5) 領収書又は納品書の写し
- (6) 地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金収支決算書抄本（要原本証明）

2 前項の場合において、市費補助事業等実績報告書が当該年度の3月31日までに提出できないときは、同日までに市費補助事業等完了報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに当該補助事業者に対し通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 市長は前条の規定により確定した額の補助金を補助事業の完了した後に補助事業者からの請求に基づき交付するものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、補助事業の完了前にその一部を概算払いにより交付することができる。

2 補助金の概算払による交付を受けた者は、補助金額の確定後、速やかに精算しなければならない。

(交付決定の取消)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、

補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業に関し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

(補助金の返還)

第 15 条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその超える部分について返還を命ずるものとする。

(雑則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 3 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 12 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 6 年 12 月 20 日から施行する。

2 この要綱は、令和 10 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日以

前にこの要綱に基づき請求された補助金の交付に関しては、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

別表1（第5条関係）

1 区分	2 基準額	3 対象経費
認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業	773万円又は1,540万円／施設を上限額とし、市長が必要と認めた額	<p>防災・減災等事業整備計画に基づく認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>

補助上限額1,540万円／施設は、第3条1項アに限る。

別表2（第5条関係）

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業	市長が必要と認めた額	<p>防災・減災等事業整備計画に基づく高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	3／4